

敷地内全面禁煙のお知らせ

当院は、平成22年11月1日より

敷地内禁煙

健康増進法第25条の定めにより、
受動喫煙防止のため、敷地内での
喫煙を禁止します。



禁煙について

平成15年5月からの「健康増進法」施行にともない
病院、学校、官公庁、その他多数の人が利用する施設に
おいて禁煙等の措置を講ずるよう法制化されました。
当院では、病院敷地内に喫煙所を設置し分煙方式により
喫煙対策を行ってききましたが、平成22年2月に「受動
喫煙防止対策」の通知を受け、病院敷地内すべての場所
における禁煙が望ましいと考え、平成22年11月1日
より病院敷地内全面禁煙とすることにいたします。
皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

病 院 長